

## 有料広告掲載等取扱基準

(平成26年3月25日伺い定め)

(平成26年11月25日伺い改め)

(令和2年3月25日伺い改め)

### 目次

第1章 趣旨 (第1条・第2条)

第2章 広報紙 (第3条―第8条)

第3章 ホームページ (第9条―第16条)

第4章 一般文書用封筒 (第17条―第22条)

第5章 雑則 (第23条)

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、あわら市有料広告掲載等に関する要綱（平成20年あわら市告示第131号。以下「要綱」という。）第5条の規定により、市の広告媒体に応じた広告の規格、数量、掲載等の場所、広告料その他について、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体の種別は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙
- (2) ホームページ
- (3) 一般文書用封筒

### 第2章 広報紙

(掲載する広報紙)

第3条 広告を掲載する広報紙は、毎月発行の広報あわらとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告（市の広報紙に掲載するものに限る。以下この章において同じ。）の規格は、縦5.0cm、横8.3cmを1枠とする。ただし、2枠分のスペースに1件の広告を掲載する場合は、横17.0cmとする。

2 広告掲載位置は、表紙、特集ページ及びくらしのカレンダーを除くページの下部とし、政策広報課長が指定する箇所とする。ただし、1の広報紙における掲載枠数は、6枠までの範囲内でその都度政策広報課長が定める。

(掲載申込みの受付)

第5条 広報紙に広告を掲載しようとするものは、広告を掲載しようとする号ごとに、広告掲載等申込書に広告の版下案を添えて、当該号の発行日の1月前までに、市長に提出しなければならない。

2 同一の広告主が申し込むことのできる広告は、1号につき1件とする。

3 同一の広告は、連続する号3回まで掲載することができる。

(掲載の順位)

第6条 前条第1項の申込みが、第4条第2項ただし書の枠数を超えたときは、抽選その他適切な方法により掲載する広告を決定するものとする。

(広告の版下)

第7条 広告の版下に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の版下の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告料)

第8条 広報紙の広告料は、要綱第4条第1号及び第2号に該当するものは1枠当たり10,000円とし、同条第3号に該当するものは1枠当たり15,000円とする。

### 第3章 ホームページ

(広告の掲載単位)

第9条 広告(市のホームページに掲載するものに限る。以下この章において同じ。)の掲載単位は、月の初日から末日までの1月間とする。ただし、初日又は末日が休日に当たるときは、直後の平日を掲載の開始日又は終了日とする。

(広告の掲載位置)

第10条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページとし、政策広報課長が指定する箇所とする。ただし、掲載枠数は10枠までの範囲内でその都度政策広報課長が定める。

(広告の規格)

第11条 広告の規格は、縦90ピクセル、横270ピクセルとする。

2 広告の画像形式は、G I F又はJ P E Gとする。

3 広告のデータ容量は、50KB以下とする。

(掲載申込みの受付)

第12条 ホームページに広告を掲載しようとするものは、広告を掲載しようとする月ごとに、広告掲載等申込書に印刷した広告案を添えて、当該月の前々月の末日までに、市長に提出しなければならない。

2 同一の広告主が申し込むことのできる広告は、月ごとに1件とする。

3 同一の広告は、連続する6月まで掲載することができる。

(掲載の順位)

第12条 前条第1項の申込みが、当該掲載月の広告の枠数を超えたときは、抽選その他適切な方法により掲載する広告を決定するものとする。

(広告の画像)

第13条 広告の画像に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告料)

第14条 ホームページの広告料は、1枠当たり月10,000円とする。

(掲載の時期等)

第15条 広告の掲載は、掲載開始日の正午までに行うものとする。

2 広告の削除は、掲載終了日の翌日正午までに行うものとする。

(掲載期間の延長)

第16条 広告の掲載期間中に、災害等に起因する障害及び停電等によるホームページ公開停止期間を除き、市の都合によりホームページの公開ができないときは、掲載しなかった日数に応じて掲載期間を延長できるものとする。ただし、その日数が3日以内のときは、掲載期間の延長は行わない。

#### 第4章 一般文書用封筒

(掲載する封筒と色彩)

第17条 広告(市の一般文書用封筒(以下「封筒」という。))に掲載するものに限る。以下この章において同じ。)を掲載する封筒の種類及び数量は、次のとおりとする。

(1) 角1型封筒 4,000枚

(2) 角2型封筒 16,000枚

(3) 長3型封筒 50,000枚

(4) 長40型封筒 6,000枚

2 広告の色彩は、市が定める単色とする。

(広告の規格、枠数及び掲載位置)

第18条 広告の規格及び枠数は、次のとおりとする。

(1) 角1型封筒 縦12.0cm、横9.0cm 4枠

(2) 角2型封筒 縦10.0cm、横8.0cm 4枠

(3) 長3型封筒 縦5.0cm、横8.0cm 4枠

(4) 長40型封筒 縦4.0cm、横7.0cm 4枠

2 広告掲載位置は、封筒の裏面で総務課長が指定する箇所とする。

(掲載申込みの受付)

第19条 封筒に広告を掲載しようとするものは、広告を掲載しようとする封筒ごとに、広告掲載等申込書に広告の版下案を添えて、原則として毎年4月末日までに市長に提出しなければならない。

2 同一の広告主が申し込むことのできる広告は、第17条第1項の封筒の種類ごとに1件とする。

(掲載の順位)

第20条 前条第1項の申込みが、第18条第1項の枠数を超えたときは、抽選その他適切な方法により掲載する広告を決定するものとする。

(広告の版下)

第21条 広告の版下に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の版下の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告料)

第22条 封筒の広告料は、1枠当たり次のとおりとする。

(1) 角1型封筒 8,000円

(2) 角2型封筒 24,000円

(3) 長3型封筒 60,000円

(4) 長40型封筒 8,000円

第5章 雑則

(その他)

第23条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年12月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。